

船員法等関係法令違反船舶所有者（平成17年度第四四半期（平成18年1月～3月分））

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名 (法人にあつては 代表者名)	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行っ た主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (所管局)
平成18年5月10日	第二十八 徳神丸	砂利運 搬船	徳神海運株式会社 代表取締役 大河内 松次	兵庫県姫路市	平成17年11月22日	足場等の安全に 関する違反 等	戒告処分 (船員労働安全衛 生規則第27条 等)	神戸
平成18年5月10日	浜吉丸	漁船	浜吉 定	鳥取県境港市	平成18年 2月17日	航海の安全の確 保に関する違反 等	戒告処分 (船員法第14条の 4 等)	中国

◎公表内容に関する問い合わせ先（各所管局）

- ・神戸運輸監理部海上安全環境部運航労務監理官
- ・中国運輸局海上安全環境部運航労務監理官

電話 078-321-7058（運航労務監理官直通）

電話 082-228-8794（海上安全環境部直通）